

社会福祉法人みんなが地域で生きるためのがまのほ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなが地域で生きるためのがまのほの役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務を行った場合でも報酬等を支払わないものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合でも報酬等を支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務を行った場合でも報酬等を支払わないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のために出張する場合は、社会福祉法人みんなが地域で生きるためのがまのほ旅費規程に準じて支給することができる。

附 則

この規程は、2017年3月25日より適用する。

この規程は、2018年6月1日から適用する。